基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年四月十日

東京都中央区日本橋人形町一丁目二番一二号ＷＡＲＭＬＩＧＨＴ　ＢＬＤ．二Ｆ

株式会社ウォームライト

代表取締役　桂　小川

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十五日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年四月十日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

株式会社ダイフレックス

代表取締役　三浦　吉晴

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十五日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年四月十日

東京都港区港南二丁目一五番二号品川インターシティＢ棟一〇階

日本シーカ株式会社

代表取締役　渡邊　正

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十五日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年四月十日

東京都渋谷区代々木三丁目二四番三号

ディックプルーフィング株式会社

代表取締役　三浦　慶政

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十五日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年四月十日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

株式会社ＤＣＳ

代表取締役　三浦　慶政

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十日

山形市篭田一丁目六番七号

小野建設株式会社

代表取締役　小野　和行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十日

横浜市港北区新横浜二丁目三番地一二新横浜スクエアビル一七Ｆ　アーム株式会社

代表取締役　内海　弦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十日

大阪府豊中市豊南町東四丁目五番一号

マリンフード株式会社

代表取締役　吉村　直樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である立野康弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十日

東京都品川区北品川一―八―一一Ｄａｉｗａ品川Ｎｏｒｔｈビル一階

SIG INTERNATIONAL, INC.

日本における代表者　立野　康弘

限定承認公告

本籍埼玉県坂戸市千代田四丁目七番、最後の住所埼玉県坂戸市千代田四丁目七番一四―四〇二号　被相続人　亡　星野　元宏

右被相続人は平成二十八年九月十四日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二十八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都葛飾区新小岩一―七―五

相続財産管理人　岩田麻由子

限定承認公告

本籍東京都足立区保木間一丁目二番、最後の住所東京都大田区大森西二丁目三〇番九―三一一号　被相続人　亡　小峰眞智子

右被相続人は平成二十九年一月三日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

神奈川県横浜市戸塚区汲沢町一一五四ぐみざわ東ハイツ二棟六〇七号

限定承認者　小峰　隆広

限定承認公告

本籍岡山県津山市里公文二六二番地、最後の住所名古屋市守山区小幡北一九〇二番地緑寿荘　被相続人　亡　井口　滋

右被相続人は平成二十八年十一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十九年三月四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

名古屋市千種区千代が丘五番Ｎ―五一五号

相続財産管理人　井口　健

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年四月十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第二二六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第二二六号）

また、乙の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年七月一日までに乙にご提出下さい。

平成二十九年四月十日

栃木県日光市細尾町四〇六番地

（甲）相良建設株式会社

代表取締役　相良　芳隆

栃木県日光市細尾町四〇六番地

（乙）エスジーアール株式会社

代表取締役　相良　芳隆

任意清算公告

当法人は、平成二十九年三月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十日

大阪市北区西天満一丁目七番四号

恒翔税理士法人

社員　小西　文夫

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十日付第七七号六四ページ
◉付録　三月官報目録四〇ページ

―ジ●同日付政府調達第六七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）